

平成25年度 第1回高崎市介護保険運営協議会・会議録（抄）

【開催日時】 平成25年5月31日（金） 午後2時00分～午後4時20分

【開催場所】 高崎市総合保健センター・第4会議室（3階）

【出席委員】 計17人

会長 金井 敏	副会長 佐藤 明子	
委員 井上 光弘	委員 大河原 重雄	委員 岡田 裕子
委員 桑畑 裕子	委員 駒井 和子	委員 逆瀬川 義久
委員 曾根 哲夫	委員 高橋 のりこ	委員 土田 博史
委員 平野 勝海	委員 藤田 東洋子	委員 松橋 亮
委員 室岡 英夫	委員 紋谷 光徳	委員 山田 博

【欠席委員】 計3人

委員 青木 鈴子	委員 井上 謙一	委員 川端 幸枝
----------	----------	----------

【事務局職員】 計31人

福祉部長 深澤 武 長寿社会課長 清水 敏博 介護保険課長 青山 路子

指導監査課長 田村 洋子

担当係長

（長寿社会課）新井 史代 猪野 妙子 福島 優 中西 富士子 都丸 知子 坂口 圭吾

（介護保険課）深澤 剛 中村 剛志 住谷 一水 宮下 明子

各支所担当職員 11人

その他事務局担当職員 6人

【公開・非公開区分】 公開（傍聴者3人）

【所管部課】 福祉部長寿社会課

正副会長の選任について

事務局 介護保険運営協議会の会長及び副会長については、高崎市介護保険条例第20条にございますとおり、委員の互選により定めるということになっております。いかがでしょうか。

本日、初めて顔を合わせるという方や、残念ながら欠席の委員さんもいらっしゃいますので、事務局にご一任いただけますでしょうか。

一同 （拍手多数により承認）

事務局 それでは、事務局案を申し上げます。会長につきましては、第4期に会長をお願いしておりました高崎健康福祉大学の金井委員に引き続きお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

一同（拍手多数により承認）

事務局 続きまして、副会長でございますが、平成12年度以降、高崎市ボランティア連絡協議会選出の委員の方をお願いしてきております。今回も高崎市ボランティア連絡協議会の佐藤委員をお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

一同（拍手多数により承認）

*会長・副会長就任の挨拶

<これより介護保険運営協議会規則に基づき会長を議長とする。>

- 【議事等】（1）高崎市高齢者安心プラン平成24年度事業進捗状況について
（2）平成24年度介護給付費実績見込みについて
（3）平成24年度介護サービス事業所の指定状況について
（4）平成24年度地域包括支援センター運営協議会開催状況について
（5）その他

議事1 高崎市高齢者安心プラン平成24年度事業進捗状況について

議長 まず議事の（1）「高崎市高齢者安心プラン平成24年度事業進捗状況について」。こちらは、資料1、資料2-1、2-2ということで、こちらについて、説明をお願いします。

—「高崎市高齢者安心プラン平成24年度事業進捗状況について」を事務局より説明（会議資料【資料1、2-1、2-2】）

議長 ありがとうございます。1番初めは資料1で、「高齢者安心プラン」の事業を進めていくということで、1年目を振り返って、2年目・3年目をどうしようか、ということが書かれています。これについては、質問シートというものが1枚紙で配られていて、質問がありましたら、ここに記載をして長寿社会課の方にお送りするという事になっております。是非、お読みいただいて、確認したいことがございましたら、こちらの方をお願いしたいと思います。もちろん、現時点でご質問等ございましたら、いただければと思いますけれども、資料1については、いかがでしょうか。

委員A 「高崎市高齢者安心プラン」について、資料1の1ページの「①長寿センターの多面的活用」というところで質問させていただきたいと思っております。

評価が「D」となっている世代間交流に関する部分で、世代間交流を視野に、ということですが、私自身が把握しているところでは、長寿センターとしての機能は老人福祉センターが主体になっており、60歳未満の方は入館が有料で、そもそもそちら側の視点で世代間交流は難しいのではないかと、ということで、そういった部分の緩和も含めて、何か高崎市として取り組みを行うの

かをお尋ねしたいのが1点です。

もう1つは、同じ欄で「各長寿センターで健康相談、介護予防教室、運動機能教室などを実施」というところがありますが、これは長寿センターで保健師や看護師といった医療専門職によるもののみを挙げているもので、そういった観点から事業達成率が、ア)は20パーセント、イ)は20パーセント、ウ)は0パーセントとなっているのか、ということについてお尋ねしたいと思います。

事務局 評価が「D」で、未実施ということだったのですが、長寿センターは、老人福祉法に規定された老人福祉センターとして、利用料といった観点での課題はありますが、先ほどお話をさせていただいた「地域包括ケア」ということから、高齢者だけでなく、地域の世代間交流も含めた視点で、長寿センターのあり方を検討し、制度のあり方について、例えば事業開催時は減免するなどの対応を考えていかななくてはいけないところですが、今年度については、何も着手できなかったということで、「D」という評価となっております。

また、各長寿センターでの事業実施内容ですが、今までの通常の事業で、保健師や介護予防の教室を行っているということからの記載となっております。ア)イ)ウ)の記載についてですが、例えば、「気軽に利用できる魅力ある施設づくり」ということで、事業目標がありますが、それに対して、どうだったかというところで、具体的に検討したことが、長寿センターのアンケートを実施するというところで、今までにない動きということからの20パーセントで、実施して対応策ができれば、それで目標達成率も上がると考えられますが、そういった意味での20パーセントでございます。

あとは、「介護予防の拠点としての機能拡充」ということで、こちらも20パーセントとなっておりますが、先ほど介護予防担当からもご説明させていただきましたように、介護予防の拠点としての「元気づくりステーション」が平成25年度からの実施なので、平成24年度は、事業の検討をした準備段階ということで20パーセントで、3年間のうちの何パーセントか、ということで記載させていただいております。

委員A それに伴う長寿センターに所属されている保健師さんや看護職の方など、専門職の方による健康相談のみではない、ということでしょうか。

議長 こちらは、長寿センターの多面的活用として、ア)、イ)、ウ)についてのパーセントが書いてありますが、健康相談や介護予防事業や運動機能教室を実施した、という意味合いでしょうかね。

委員A ということだと、数年前から実施しております「ひらめきウォーキング」などの高崎市独自の介護予防の観点からの体操等も含めているということで、よろしいでしょうか。

事務局 そうですね。ただ、このパーセンテージでいうと、目標に対してどうか、ということの数字となっているものですが、上の段の記載には「ひらめきウォーキング」なども含んでいます。

議長 最初の60歳未満の方の問題については、老人福祉センター自体が、入浴や娯楽を提供するということが主な目的ですよね。そうすると、若い方がそこに入って、主に60

歳以上の方を支援するという意味合いでの世代間交流なので、若い人が利用するというのではなくて、支援側に入るということだから、料金は取らない、ということになると思うんですね。

子どもたちが入った場合にも、料金がかかるのですか。

事務局 直営の長寿センターの大半では、子どもは利用できないということになっております。ただし、「市長が特に認めたもの」という定めがございますので、事業として政策的に実施するというようになったときには、減免等で対応することになると思います。

議長 例えば50歳の方が、お風呂に入ってお年寄りと交流したいというような場合も、有料なわけですよね？

事務局 個人的に利用したいということになると、できない、ということになります。市の事業として、そういったことに取り組むということになれば、「市長が特に認めたもの」ということで、そういった方の利用が可能にできる、ということでございます。

非常に歓迎すべき事業だと思いますので、そういった場合には、無料というような形での対応と考えております。

委員B 資料2-2の「高齢者買い物代行」のところなんですけれども、私は町内で、ボランティアでサロンを開催しております。当初は、ボランティアの人は70歳になっていなくて、元気でやっていたんですけれども、10年も経ちますと、今度は、面倒を見ていく側に回る年齢になっているんですね。それでも、元気な方は80代でも元気ということで、地域ボランティアの担い手になっていただくということもありますが、地域ボランティアになってくれる方を探しても、なかなか集まらないと思うんですよ。そうなると、サロンなどに来ている人の活用で、元気な人を何人かボランティアにしてやっていくのも1つの方法かなと思っています。

それから、うちの近くにスーパーがあるんですが、そこでは1500円以上買物をすると、無料で配達してくれるんです。午前中に電話をかけると、午後には配達をしてくれます。配達できないものは何かと聞いたら、アイスクリームだけだそうです。溶けてしまうので。あとは全部、配達してくれます。並榎の店舗の話なのですが、そのスーパーは、全県下でそのサービスをやっているそうです。並榎ですと、市役所、江木、飯塚の辺りまでは、配達範囲内だそうです。もし、他のところ、例えば片岡や山名へ配達してくれといえ、片岡の店舗が代わって配達をしてくれるというシステムになっているそうです。そうすると、配達する人の研修会を年に1回なり2回なりのしていただければ、そういうところの利用も可能かな、というふうに考えております。

また、高崎市のボランティアグループには49の団体がございますが、その中に7箇所、お弁当配達をしているところがあります。そのお弁当配達、場所によって週に2回とか週1回となっておりますが、その中で、お弁当を配達しながら「元気？買い物ある？」というふうに聞いていただければ、それは即、可能かなと思っています。

議長 今の「買い物代行」については、いかがでしょうか？

事務局 「買い物代行」につきましては、事業の実施主体は高崎市社会福祉協議会という予定ではございます。高崎市としても「買い物代行」を担う組織として、既存のボランティ

アで組織がしっかりしているところに、お声かけをさせていただいて、ご協力をいただければと考えております。

また、配達を行っているスーパーのお話ですが、小売店が購入したものを届けてくれるというようなお店が結構あります。倉渚地域では、コンビニエンスストアが実施しております。また、移動販売に来て欲しいという地域もございます。配達については、なるべく多くのスーパーなどで実施していただければ、助かるところでございます。

議長 ありがとうございます。75歳以上の方への買い物代行ということですが、担い手として、75歳以上の方が行っても構わないわけですよね。それから、民間事業者の方がやっていることについては、それはそれで民間の努力としてやっていただいて、そういう資源が増えていくことは、とても喜ばしいことだと思っておりますので、いろいろな企業・会社さんにやっていただけると有難いと思います。ただ、そこでも手が足りないところについては、こういった代行手段とか、移動販売などを補足的に市の方で事業としているということかと思えます。また、お年寄りの方も、持ってきていただくだけでなく、物を見て買うというのは、とても楽しいわけですし、そこから食生活が豊かになるということもございますので、そういった観点も含めての支援ということになるかと思えます。

委員C 資料2-2で、平成24年度から「安心見守りシステム」の事業が開始になっているということで、ここではトータルで出ているんですが、安否確認センサーと緊急通報装置とで、どれくらいの割合、設置台数で、伸び具合がどのくらいなのかを教えてください。

事務局 安否確認センサーと緊急通報装置を含めてのシステムということでして、申請件数は470件で、設置件数が324件です。緊急通報装置は、従前の事業でございましたが、今回は一体となったものということでご理解いただければと思います。

委員C この事業は、去年の11月からですよね。今回、ひとり暮らしの方がいたので、緊急通報装置をつけたんですけど、安否確認センサーの説明がなかったような記憶ですが、全部一緒に入っているということでしょうか？

事務局 その方につきましては、はっきりしたことは分かりませんが、緊急通報装置のみの装置をつけた可能性もあります。

委員C 申込みのときに、緊急通報装置と安否確認センサーも、と言うようにすればよいのでしょうか？

事務局 そのとおりでございます。周知不足でしたら、大変申し訳ございません。

委員C 緊急通報装置は要らないけど、安否確認センサーはつけて欲しい、というのはできるのでしょうか？

事務局 今のところ、一体となっております。

議長　こちらは、孤立死を予防するということで、見守りをする近隣の方や民生委員さんもセットになっており、そちらの方もセットになっているわけですね。装置と人とセットで見守りましょう、ということですね。

委員E　2点ですが、安否確認センサーの仕組みをもう1度お教えいただきたいということと、昨年11月にスタートしてから、実際に何件くらいセンサーの反応、緊急通報があったのか。1番知りたいのは、何か異変をキャッチして、実際にそこに駆けつけるのに、どのくらい時間を要するのか、というところです。

事務局　センサーにつきましては、トイレなどにつけているケースが多いです。トイレにつけて、例えば12時間、トイレを利用しなかった方がいた場合に、そのセンサーが反応して、受信センターに連絡が行きます。受信センターに事前に登録してある協力者の方にまずは連絡をして、連絡をしても協力者に連絡がつかなかった場合は、受信センターの職員が現場に向かうという流れになっています。今まで、安否確認センサーによる対応があったかということについては、月々、報告がございますが、今のところ、そのような報告はございません。

委員E　センサーは、人の動きが1番多いところに設置して、人の動きがないと、それが通報されるということですね。そうすると、何らかのアクシデントがあつてから数時間後の通報となるということもありえるわけですね？

事務局　時間の設定が自由にできますので、10時間という設定の方もいらっしゃいます。一般的には12時間くらいが設定されています。12時間感知しないと、ということですから、あまり考えたくないことですが、最初の異変から数時間経過してからの通知となると、その間の時間のロスが発生してしまうことになります。

委員E　分かりました。もう1点、「地域ケア会議」について伺いたいのですが、「地域包括ケアシステム」というものを厚生労働省で「構築する。構築する。」と言って、立派な絵図や情報がどんどん流れてくるわけですが、平成25年度にはそろそろ何か動きがあるのかなと思うのですが、現場にいて肌で感じて、まったく何の変化もないというのが現実です。今日、ご説明のあった地域包括支援センターの下での地域ケア会議を行うことで、その第1歩をスタートさせると認識してよろしいでしょうか？今日も高齢化率の説明がありましたが、あまりゆったりしていると、間に合わないのではないかという不安感があるので、伺います。

事務局　「地域ケア会議」につきましては、地域包括支援センターまたは市町村が多職種共同によって個別ケースのケアマネジメント支援など、実務者レベルの「地域ケア会議」を開催すると決められておまして、今年度、地域包括支援担当で、職員のワーキンググループを立ち上げまして、高崎市ではどのように実施していこうかということで、話し合いを進めております。8月には先進地から講師を、実際に「地域ケア会議」を開催している地域包括支援センターの職員を招いて、どのような方策で実施しているかを学習して、今年度後半からは、実際に行っていこうと考えております。

委員E　ありがとうございました。

議 長 先進地は、どちらになるでしょうか？

事務局 立川市の社会福祉協議会です。

議 長 立川市は、地域包括に社会福祉協議会でコーディネーターを配置して実施しているところですね。

委員A 資料の「地域包括ケアシステム」が図式化されているものに関してですが、先だって新聞で報道がございまして、驚いたところなのですが、24時間の巡回型サービスとしての訪問サービスが、県内で初めてスタートするということでした。資料には、在宅系サービスの中に24時間対応訪問サービスというものもありますが、高崎市で今現在、把握している状況や進捗状況などについて、教えてください。

事務局 まず、報道の件ですが、県が進めている住宅整備において生じる空きスペースを利用して、確か前橋市でしたが、そちらで事業者が実施するというものであったかと思えます。それを高崎市で実施できるかという、それはまだはっきりしておりません。

委員さんが仰るサービスは、サービス名としては「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」になりますが、高崎市では2件ほど相談がありまして、今はまだ事前の事前というような状況です。

ですから、事業者としては、具体的にそのような計画を立てているところがある、というような状況です。

委員A ありがとうございます。群馬県は、他の関東の1都6県を含めて、立ち遅れているというふうに捉えておりましたので、高崎市の状況について伺いました。

議 長 厚生労働省の介護保険の資料の中では、群馬県はゼロというふうになっておりました。これから動きがあるということですね。

それから、「地域ケア会議」についてですが、資料に「地域ケア会議」の図が載っております。確認しておきたいのですが、「個別ケースの検討」というのと「地域課題の検討」というのが2つ載っております。こちらの2つを担っていると厚生労働省は想定していて、資料には「個別事例ごとに開催」「日常生活圏域ごとに開催」「市町村・地域全体で開催」と書かれていて、「地域ケア会議」には、いろいろな種類があるということですね。ですから、個別のケースで開催する「地域ケア会議」、これはケースワークのようなものに当たると思いますが、そういった会議も必要ですし、日常生活圏域で民生委員さんや地域の方に入っていただいて様々な課題を検討して、その地域の高齢者支援をどうしていこうかという計画を立てるものもありますし、市全体で、これは地域包括支援センター運営協議会が担うことになると思いますが、全体的にどうするかという話をするというもの、その3パターンを出しています。それらについて、今年度しっかり検討していきましょうということですね。圏域ごとの「地域たすけあい会議」をリニューアルしたり、バージョンアップしたりしていくことになるのではないかと思います、検討していただければと思います。

それでは、「(2)平成24年度介護給付費実績見込について」ということで、事務局の説明をお願いします。

議事 2 平成 24 年度介護給付費実績見込みについて

—「平成 24 年度介護給付費実績見込みについて」を事務局より説明（会議資料【資料 3】）

議 長 ありがとうございます。こちらについては、何かございますでしょうか。

パーセンテージの問題というよりは、実績額のことなのですが、決算額の数値で 23 年度と 24 年度を比較したときに、非常に額の差が大きいところがありますね。例えば、通所介護は、6 億円増えていますよね。この点は、何か原因があるのでしょうか。

事務局 増えた理由は、はっきりとは分かりませんが、認定者数で見ますと、計画値に対して、今年度につきましてはパーセンテージで、要支援者が 99.7 パーセントで、要介護者が 104 パーセントとなっております。要介護認定者が計画値と比較して増えておりまして、このことが 1 つの原因にはなっていると思われまます。

施設ではなく、通所系が増えるのは、我々が指導をさせていただいている中で、近年、サービス付き高齢者向け住宅で、すべて入所者にデイサービスを利用させているというような実態が見受けられます。推計の中で見込んでいる人ではなく、サービスを利用するために転入されてきた方、つまり計画を立てるときに推計の中に出てこなかった方たちが転入なさってきて、デイサービスが付いている高齢者向けの住宅にいらっしゃった場合に、その住宅に訪問のサービスや通所のサービスが付いておりますので、そういった利用者が近年、増えているというのは、実態としてあると思います。ただ、それがどのくらいの割合なのかというのが、一般の在宅の方と区別ができませんので、これが原因という明確な理由付けはできませんが、サービス付き高齢者向け住宅が増えているというのは、このサービス費が増えていることの一因になっているだろうということは想定できます。

議 長 ありがとうございます。他にないようでしたら、次に進みたいと思います。

続いて、「(3) 平成 24 年度介護サービス事業所の指定状況について」について、説明をお願いします。

—「平成 24 年度介護サービス事業所の指定状況について」を事務局より説明（会議資料【資料 4】）

議 長 ありがとうございます。皆さんから何かありますでしょうか。
休止や廃止の主な理由というものを教えてください。

事務局 採算が苦しくなったというのと、介護職員の人員が指定の基準を満たすことができなくなったというのが主な原因と考えられます。

議 長 人材確保、スタッフ不足というのは、やはり深刻なんですね。これから特養の増床をすることについての介護スタッフの確保というのは、大変ですね。

他にはよろしいでしょうか。

続きまして、「(4) 平成 24 年度地域包括支援センター運営協議会開催状況について」

について、ご説明をお願いします。

—「平成24年度地域包括支援センター運営協議会開催状況について」を事務局より説明（会議資料【資料5】）

議長 これについて、何かございますでしょうか。

委員C 地域包括支援センターの関係で、相談の内訳がありますが、成年後見制度について、資料の44件というのは、制度として確実に利用になった方の件数なのでしょうか。それとも相談が44件だとすると、実際に利用になった方は何件なのか、内訳が分かれば、お教えてください。

事務局 資料の成年後見制度の件数は、相談件数です。

委員C 実際に市長申立てなどにより、実際に行われた件数は、だいぶあるのでしょうか。

事務局 市長申立ては、平成24年度は1件でした。そのほかは、ご家族が申立人になって申請をするケースがほとんどですので、その申請に当たっての説明であるとか、内容の支援であるとか、そういうことのお手伝いでした。

委員C それでは、この44件は実際の制度の利用につながっているということでしょうか。

事務局 おそらく多いとは思われますが、「成年後見を申し立てるときはどうしたらよいのか」とか、「どういう人が該当になるのか」といった相談も含めた件数ですので、具体的に利用に結びついたというところの確認はできてはおりません。

委員C 今後、認知症の方が増えていく中で、後見人制度の利用も増えて、地域包括支援センターに関わっていただくような形になると思いますし、制度が今後、普及していくものでもあると思いますので、実際のところが分かればと思い、質問させていただきました。

事務局 昨年の後半から、市民後見人の養成事業を高崎市では始めています。現在、23名の方の市民後見人の候補者の方がいらっしやいまして、この方々をそのまま家庭裁判所に登録しようと考えております。成年後見の事案は、非常に千差万別でございまして、虐待や相続などの非常に複雑な案件については、市民後見人では似つかわしくないものもございまして、そのようなものではない身上監護を中心としたものは、市民後見人をお願いするつもりでいます。地域包括支援センターで後見制度に関する相談を受けるわけですが、それ以外にも、どこか1箇所の後見制度の利用または相談について一括して扱える場所が設置できれば、と考えております。

議長 おそらく成年後見制度の相談をされるということは、様々な問題があって、1つの選択肢として成年後見制度の相談に見えられたわけですから、本来であれば、問題はもっと根深いかもかもしれませんね。その後の支援が必要であるかもしれませんから、そうしたフォローもできればというご趣旨のご質問でした。ありがとうございました。

委員 A 高齢者虐待の件数 83 件、措置の支援 17 件とございますが、高齢者虐待に伴う養護老人ホームへの入所の措置が、この 17 件ということで、よろしいでしょうか。

事務局 措置の支援ということで、全員が措置をされたわけではありませんが、措置の相談の件数でございます。内容は、虐待だけではなく、身寄りのない方やお金がないということでの相談もございます。虐待に伴う措置については、虐待があった場合のやむを得ない措置ということで、特別養護老人ホームに措置をすることもございますので、そういったことについての相談の件数でございます。

議 長 実際に措置になったものは、ありますか。

事務局 虐待に伴うやむを得ない措置については、平成 24 年度は 3 件ございました。

議 長 虐待に伴うものではない措置は、何件でしょうか。

事務局 資料が手元にはございませんが、確か 8 件程度であったと思います。相談のあった 17 件すべてが措置に結びついたというわけではございません。

議 長 ありがとうございます。
「(5) その他」について、何かございますか。
特にならなければ、事務局にお返ししたいと思います。